

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	福祉局総務部経理・企画課		
概要	身体障がい者等が所有し専用する軽自動車等について免除		
目的	障がい者の社会参加の促進に寄与するため、障がい者に対して軽自動車税の軽減措置を行う。		
税目	軽自動車税(種別割)		
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度分から令和9年度分まで ・ 現行 市税条例施行規則第6条第1項第1号に掲げるもの ・ 軽自動車税の対象となるもの 		
軽減割合	軽自動車税 100%		
軽減期間	3年間		
減収見込額等	令和7年度	19,823	千円
	今後3年間見込	59,469	千円
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。		

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数(健康局分含む) 6,276件・・・① (うち福祉局分6,237件)		
効果測定方法	達成度 (②/①×100%)		
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数(健康局分含む) 6,214件・・・② (内訳) 令和4年度実績 2,062件(うち福祉局分2,054件) 令和5年度実績 2,072件(うち福祉局分2,060件) 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 2,080件(うち福祉局分2,070件) 達成度(②/①×100%) 99.0%		

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	効果見込に比して、同等程度の減免実績がある。
一定の効果をあげている	<input type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

(4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	<table border="1"> <tr> <td>現行のまま継続する理由</td> <td>身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。</td> </tr> </table>	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。		
	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。				
	→	<table border="1"> <tr> <td>見直しの理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見直しの時期</td> <td></td> </tr> </table>	見直しの理由及び内容		見直しの時期	
	見直しの理由及び内容					
見直しの時期						
→	<table border="1"> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止の時期</td> <td></td> </tr> </table>	廃止の理由		廃止の時期		
廃止の理由						
廃止の時期						
↓	<table border="1"> <tr> <td>その他の内容</td> <td></td> </tr> </table>	その他の内容				
その他の内容						

終期設定
令和 9 年度

<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加傾向にある。
 当該軽減措置は障がい者の社会参加の促進に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは妥当である。
 【適用実績・・・平成25年度～27年度:5,489件、平成28年度～30年度:6,057件、令和元年度～3年度:6,131件、令和4年度～6年度:6,214件】

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	福祉局総務部経理・企画課
概要	身体障がい者等(満18歳以上の軽度身体障がい者を除く。)と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等のために専用する軽自動車等について免除
目的	障がい者の社会参加の促進に寄与するため、障がい者に対して軽自動車税の軽減措置を行う。
税目	軽自動車税(種別割)
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度分から令和9年度分まで 現行 市税条例施行規則第6条第1項第2号に掲げるもの 軽自動車税の対象となるもの
軽減割合	軽自動車税 100%
軽減期間	3年間
減収見込額等	令和7年度 14,788 千円 今後3年間見込 44,364 千円
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数(健康局分含む) 4,299件・・・① (うち福祉局分4,218件)
効果測定方法	達成度 (②/①×100%)
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数(健康局分含む) 4,212件・・・② (内訳) 令和4年度実績 1,392件(うち福祉局分1,366件) 令和5年度実績 1,393件(うち福祉局分1,365件) 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 1,427件(うち福祉局分1,398件) 達成度 (②/①×100%) 97.9%

効果の評価	理由
十分効果をあげている	効果見込に比して、2.1%減の減免実績がある。
一定の効果をあげている	
効果に疑問がある	
その他	

(4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	<table border="1"> <tr> <td>現行のまま継続する理由</td> <td>身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。</td> </tr> </table>	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。		
	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。				
	→	<table border="1"> <tr> <td>見直しの理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見直しの時期</td> <td></td> </tr> </table>	見直しの理由及び内容		見直しの時期	
	見直しの理由及び内容					
見直しの時期						
→	<table border="1"> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止の時期</td> <td></td> </tr> </table>	廃止の理由		廃止の時期		
廃止の理由						
廃止の時期						
↓	<table border="1"> <tr> <td>その他の内容</td> <td></td> </tr> </table>	その他の内容				
その他の内容						

終期設定
令和 9 年度

<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加傾向にある。
 当該軽減措置は障がい者の社会参加の促進に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは妥当である。
 【適用実績・・・平成25年度～27年度:3,576件、平成28年度～30年度:3,746件、令和元年度～3年度:4,048件、令和4年度～6年度:4,212件】

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	福祉局総務部経理・企画課		
概要	その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等について免除		
目的	障がい者の社会参加の促進に寄与するため、障がい者に対して軽自動車税の軽減措置を行う。		
税目	軽自動車税(種別割)		
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度分から令和9年度分まで ・ 現行 市税条例施行規則第6条第1項第3号に掲げるもの ・ 軽自動車税の対象となるもの 		
軽減割合	軽自動車税 100%		
軽減期間	3年間		
減収見込額等	令和7年度	1,188	千円
	今後3年間見込	3,564	千円
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。		

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数 408件・・・①
効果測定方法	達成度 (②/①×100%)
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数 398件・・・② (内訳) 令和4年度実績 131件 令和5年度実績 127件 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 140件 達成度 (②/①×100%) 97.5%

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	効果見込に比して、2.5%減の減免実績がある。
一定の効果をあげている	<input type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

(4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	<table border="1"> <tr> <td>現行のまま継続する理由</td> <td>身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。</td> </tr> </table>	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。		
	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。				
	→	<table border="1"> <tr> <td>見直しの理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見直しの時期</td> <td></td> </tr> </table>	見直しの理由及び内容		見直しの時期	
	見直しの理由及び内容					
見直しの時期						
→	<table border="1"> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止の時期</td> <td></td> </tr> </table>	廃止の理由		廃止の時期		
廃止の理由						
廃止の時期						
↓	<table border="1"> <tr> <td>その他の内容</td> <td></td> </tr> </table>	その他の内容				
その他の内容						

終期設定
令和 9 年度

<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加もしくは横ばい傾向にある。当該軽減措置は障がい者の社会参加の促進に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは妥当である。
 【適用実績・・・平成25年度～27年度:284件、平成28年度～30年度:330件、令和元年度～3年度:360件、令和4年度～6年度:398件】

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	福祉局総務部経理・企画課		
概要	社会福祉法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等について免除		
目的	住民の福祉の向上に寄与するため、社会福祉法人が所有し、専らその事業のために使用する軽自動車等に対して軽減措置を行う。		
税目	軽自動車税(種別割)		
軽減対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度分から令和9年度分まで ・ 現行 市税条例施行規則第6条第1項第4号に掲げるもの ・ 軽自動車税の対象となるもの 		
軽減割合	軽自動車税 100%		
軽減期間	3年間		
減収見込額等	令和7年度	3,153	千円
	今後3年間見込	9,459	千円
導入経費 (別途予算要求有)	税システム・事務運営において、新たな経費は発生しない。		

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内容	

(3) 効果の検証

指標・目標値	令和4年度～令和6年度見込 減免対象件数 1,203件・・・①
効果測定方法	達成度 (②/①×100%)
達成状況	令和4年度～令和6年度実績 減免対象件数 1,191件・・・② (内訳) 令和4年度実績 396件 令和5年度実績 401件 令和6年度実績(令和6年7月1日現在) 394件 達成度 (②/①×100%) 99.0%

効果の評価		理由
十分効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>	効果見込に比して、同等程度の減免実績がある。
一定の効果をあげている	<input type="checkbox"/>	
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

(4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、根拠となる地方税法第463条の23の改正がないため問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与している。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会経済情勢等の変化に応じて、制度の必要性を検証するためには、単年度ではなく、一定期間が必要であり、3年間という軽減期間は妥当である。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税軽減ではなく、新たな補助制度により対応とした場合、対象者・行政共に、市税の納付・収納と補助金の申請・交付という二重の事務手続きやコストが生じることとなるため、税軽減措置は妥当である。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車の購入補助金や軽自動車税相当の補助金制度はない。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和6年度までの実績を踏まえるとともに、税制改正の影響を見込んでいることから、減収見込額は妥当である。

(5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	<table border="1"> <tr> <td>現行のまま継続する理由</td> <td>身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。</td> </tr> </table>	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。		
	現行のまま継続する理由	身体障がい者等の日常生活に不可欠のものであり、軽自動車を使用することにより、自立した日常生活を営むとともに、社会参加の促進に寄与しているため。				
	→	<table border="1"> <tr> <td>見直しの理由及び内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>見直しの時期</td> <td></td> </tr> </table>	見直しの理由及び内容		見直しの時期	
	見直しの理由及び内容					
見直しの時期						
→	<table border="1"> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止の時期</td> <td></td> </tr> </table>	廃止の理由		廃止の時期		
廃止の理由						
廃止の時期						
↓	<table border="1"> <tr> <td>その他の内容</td> <td></td> </tr> </table>	その他の内容				
その他の内容						

終期設定
令和 9 年度

<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 9 年度

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

当該軽減措置の令和4年度から6年度の適用実績は、増加もしくは横ばい傾向にある。当該軽減措置は住民の福祉の向上に寄与していると考えられ、また、公益上の必要性等は平成24年7月の市政改革プランによる検討時と状況は変わらないため、「今後の方向性」のとおり現行のまま継続することは妥当である。
 【適用実績・・・平成25年度～27年度:1,213件、平成28年度～30年度:1,258件、令和元年度～3年度:1,253件、令和4年度～6年度:1,191件】